

- これまで新型コロナウイルス感染症については、特定の環境要因（三密等）によって感染拡大しやすいこと、高齢者等が重症化しやすいことや、発症は多くの場合曝露から7日以内に起こること等がわかっている。
- こうした疾患の性質を踏まえ、より効果的な感染拡大防止のため、積極的疫学調査においては、以下の優先順位付けの下で実施することとしてはどうか。
 - ・ 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団等と関連する行動についての調査を優先して実施する。
 - ・ 感染源の推定のための調査においては、発症等の前7日間の行動についての調査を優先して実施する。

調査方法

調査における優先順位（案）

接触者の探索 (前向き調査)	調査対象・目的	陽性者の感染後の調査対象期間における行動歴を確認し、その中で接触のあった者について、濃厚接触者の可能性がある者として同定	調査対象期間において、陽性者に ① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団との関連 ② 感染が生じやすく（三密や大声を出す環境その他濃厚接触が生じやすい状況等）かつ感染があった場合に地域に拡大しやすい状況（不特定多数との接触） ③ 感染が生じやすい状況（三密や大声を出す環境その他濃厚接触が生じやすい状況等） があったかを確認し、詳細な行動歴の聞き取り及び接触者の特定はこれらに関連するものを優先して実施（①、②、③の順に優先） また、濃厚接触者に該当しない関係者に対する検査を必要に応じて実施
	対象期間	陽性者の発症（無症状病原体保有者の場合は、陽性となった検体の採取）の2日前～入院または自宅/宿泊療養の開始	-
感染源の推定 (後ろ向き調査)	調査対象・目的	陽性者の感染前の調査対象期間における行動歴を確認し、その中で患者や感染が疑われる者との接触歴、他陽性者との共通の行動等を把握することで感染源を推定	調査対象期間において、陽性者に ① 重症化リスクのある者が多数いる場所・集団との関連 ② 感染が生じやすい状況（三密や大声を出す環境その他濃厚接触が生じやすい状況等）や有症状者との接触 があったかを確認し、これらに関連する行動・接触者の調査を優先して実施（①、②の順に優先）
	対象期間	陽性者の発症（無症状病原体保有者の場合は、陽性となった検体の採取）の前14日間	陽性者の発症（無症状病原体保有者の場合は、陽性となった検体の採取）の前7日間における行動歴の確認を優先して実施

1. これまでの取組

- ① 陽性者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域では、その期間、高齢者施設等に勤務する方や入所者を対象に、いわば一斉・定期的に検査を実施すること、
- ② 入所者に加え、介護従事者等で発熱、呼吸器症状等の症状を呈している方々については、検査の実施に向け、とりわけ積極的な対応をすること、
を都道府県等に求めてきた。

【9月15日事務連絡（検査体制の拡充に向けた指針）、10月16日事務連絡（介護従事者等への積極的な対応の依頼）、11月16日事務連絡（再周知）】

2. 高齢者施設等で発熱等の症状を呈する者への検査に関する対応

高齢者施設等で発熱等の症状を呈する者への検査については、さらに以下の取組を行うこととし、これについて11月19日に事務連絡を發出して周知。

（1）高齢者施設等での検査の徹底、直ちに取り組むべき地域の明確化

- ① 高齢者施設等の入所者又は介護従事者等で発熱等の症状を呈する者については、必ず検査を実施すること、当該検査の結果、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者及び従事者の全員に対して原則として検査を実施することを全都道府県に徹底。
- ② 特に1週間当たりの新規陽性者数が人口10万人当たり10を超えている都道府県においては、①について至急取り組む。（11月18日時点では7都道府県が該当。）

（2）自費検査を実施した場合の補助

- 保健所による行政検査が行われない場合において、高齢者施設等において必要性があるものと判断し、自費で検査を実施した場合について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金によって費用の補助を実施する。

（3）自治体への周知と実施状況の把握

- ① 知事部局経由も含めた周知
 - ・ 厚生労働省から都道府県等の衛生担当部局への周知に加え、総務省から都道府県等の知事部局への周知を実施。
- ② 施設団体での相談窓口の設置
 - ・ 個別の施設から検査の実施を自治体に求めたにもかかわらず、速やかに検査が実施されない場合の相談窓口を施設団体に設置。
→ 団体から厚労省に情報提供し、厚労省から自治体に善処を求める。

3. 高齢者施設等で患者が発生していない場合の検査に関する対応（案）

高齢者施設等で患者が発生していない場合でも積極的に検査を実施するため、対象となる地域の考え方や優先順位を示すこととしてはどうか。

<特に実施すべき地域（案）>

人口10万人当たり15人以上/週の患者発生がある都道府県の中から、高齢者施設等でクラスターが発生している地域を都道府県が指定する。

<優先順位（案）>

以下の①、②の順で優先して検査を実施する。

- ① 重症者リスク者が多数いる場所・集団
 - ・高齢者施設、医療機関等
- ② 感染が生じやすく（三密環境等）、感染があった場合に地域へ拡大しやすい（不特定多数との接触）場所・集団
 - ・接待を伴う飲食店の従業員等